

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ 《第4弾》

令和2年6月3日作成

- ・ 第2次補正予算決定後の政府経済対策追加事項
- ・ 今までにいただいているお問い合わせ

★お問い合わせ、ご相談などございましたら山田宏事務所宛にご連絡ください。

参議院議員 山田宏事務所

電話：03-6550-1205

FAX：03-6551-1205

メール：[k.niira@yamadahiroshi.com](mailto:k.niira@yamadahiroshi.com)

担当：新良(にいら)

## 第2次補正予算決定後の政府経済対策 追加事項

1. 家賃支援給付金
2. 雇用調整助成金 拡充
3. 新型コロナウイルス感染症対応従事者  
慰労金交付事業
4. 医療機関・薬局等における感染拡大防止  
等の支援

1.

# 家賃補助

## 新型コロナウイルス感染症の経済的影響で家賃が払えない

### 自治体

### 自治体独自の支援策

※各々の自治体の支援策をご確認ください。

第2次補正予算で決定!!

## 家賃支援給付金

### 毎月の家賃の2/3を年内6ヶ月分給付

給付上限

中小事業者: 月額50万(6ヶ月分300万円)

個人事業者: 月額25万(6ヶ月分150万円)

\* 上限を超える場合の例外措置を設ける。  
(家賃の総支払い額が高い人を考慮  
(複数の店舗を所有する場合等))

対象: 中堅・中小・小規模・個人事業主

5~12月の売上が

- ・単月(1ヶ月)の売上が前年同月比で50%以上減少
- ・連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

※詳細・申請方法等は 決定次第 経産省HPに掲載

## 持続化給付金

給付は1回のみ

家賃支払いも可

対象: ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少

支援上限

法人: 200万

個人: 100万

申請:

原則 電子申請

持続化給付金事務局

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



地方創生  
臨時交付金

国

2.

## 雇用調整助成金

### 第2次補正予算での主な拡充

特例的に引き上げ

助成金日額上限 8,330円 ⇒ 15,000円  
(月額で見ると33万円)

特例適用期間(緊急対応期間) ⇒ 4月1日から遡り9月30日まで延長

解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合  
60%を超える部分の助成率は10/10 (60%迄は9/10)

★雇用調整助成金の様式ダウンロード(新型コロナウイルス感染症対策特例措置用)ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html)

★オンラインでの申請開始の運用期日は追って発表されます。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>



# 日々感染リスクを恐れての診療をしている医療従事者への

3.

## 慰労金交付

病院・診療所等に勤務し患者と接する医療従事者・職員に対し、慰労金を給付

給付金額： 5万円/1人

対象：歯科の場合、歯科医師の他、歯科衛生士・歯科助手・受付など診療所に勤務する方。

詳細はこれから決定します。

申請方法・対象期間は、調整中。**非常勤**も対象期間等の要件に当てはまればOK。



Q. 歯科技工士は？

⇒病院外で勤務している場合、感染リスクが無いということで対象から外れます。

院内の感染予防対策にとっても経費がかかっているんだけど..

4.

## 感染拡大防止等の支援

院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関等に  
感染防止対策等に要する費用を補助

**対象：感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用**

(これまで感染防止対策にかかった費用及び今後対策にかかる費用)

**補助額**(無床診療所の場合)：100万円を上限として実費を補助

**詳細はこれから決定します。**

申請方法・対象期間は、調整中。 都道府県を通じて申請する予定。

今まで感染防止の為に使った費用の領収書、帳簿などが必要になります。

Q. 診療所を複数持っている場合は？  
⇒各々の診療所ごとに補助が出ます。



Q. 衛生用品も対象となる？ ⇒対象となります。

## 今までにいただいている主なお問い合わせ

1. 雇用調整助成金について
2. 持続化給付金について

1.

## 雇用調整助成金について

- 専従者でも適用されるとのことだったが、ダメだと労働局でいわれたんだけど・・・  
⇒他に従業員がいて同じように働いている。

(家族従事者の場合は、同居人以外の労働者がいない場合は対象になりません)



↓  
雇用保険に入っている。／ 雇用保険に入っていない。

↓  
適用  
／ 現時点ではNG。これから入り、申請すればOK。

- 従業員を休業させている最中に研修を行った場合、休業手当と教育訓練加算をダブルで申請できるの？

⇒できます。休業＋教育訓練の加算額となります。



?



- 教育訓練・・・eラーニング、DVD視聴、書籍を読む勉強でも認められるの？

⇒仕事に関係する本を読む場合は、そのレポートを上司に提出、Eラーニングなら、スクリーンショットや上司が進捗テストをするなど、証明になるものの提出が必要ですが、認められます。





2.

## 持続化給付金について



○不動産所得があるんだけど、それは収入として売上にいれるの？

⇒いれません。それはそれで確定申告をしているはずなので、事業の売上のみを計上してください。

○歯科医師会(公益社団法人)が運営している診療所も要件を満たしていれば対象？

⇒対象になります。

○昨年は消費税が8%、今年は10%で、その差額分位の差で50%減少にならないんだけど、消費税のこの差は考慮されないの？

⇒考慮されません。

○昨年と同じ時期に病氣療養で休業していたため、昨年同月比では50%減少にならないのだけれど、一昨年からと比べると50%以上減少している。比較は前年のみ？

⇒今年の特例として前々年度の確定申告書でもOKです。

ただし、この問合せのように働きたくても働けなかったというやむを得ない事情がある場合。また、前年度の確定申告をまだ終えてなかった場合です。